

宿泊約款

株式会社箱根高原ホテル

【本約款の適用】

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。
3. 当館は、前項の規程にかかわらず、この約款の主旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

【宿泊契約の申込み】

第2条 当館に宿泊契約の申込をしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当館が必要と認める事項。
2. 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立】

第3条 宿泊契約は当館が前項の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還致します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払い期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定し無かった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条 当館は、次に掲げる場合に置いて宿泊約款の締結には応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込が、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められたとき。
- (5) 宿泊しようとする者又は同伴者が、合理的範囲を超える負担を要求した場合、かつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (6) 天災、施設故障、その他止むを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 旅館業法第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力組員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等」という）であるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊者がほかの宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

【宿泊客の契約解除権】

第6条 宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき理由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合。

（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除した時を除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあってはその特約に応じるに当たって、宿泊者が宿泊契約を解除したときの違約金義務について、当館が宿泊客に告知した時に限ります。

3. 当館は宿泊客が連絡しないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客によって解除されたものとみなし処理する事があります。

【当館の契約解除権】

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関して、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊客伝染病者であると明らかに認められたとき。
- (3) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する理由により宿泊させることができないとき。
- (5) 旅館業法第5条の規定する場合に該当するとき。
- (6) 客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (7) 暴力団、暴力組員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であるとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体又はその構成員であるとき。
- (9) 暴力団又は暴力団員に該当する者が、役員となっている法人又はその他の団体であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が泥酔者等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

【宿泊の登録】

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と求める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過2時間までは、室料金の30%
- (2) 超過4時間までは、室料金の50%
- (3) 超過4時間以上は、室料金の100%

3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

【利用規則の尊守】

第10条 宿泊客は当館内においては、当館が定めた当館内に定めた利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、各施設等の詳しい営業時間は、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
イ、 門限 12時
ロ、 フロントサービス 24時間
- (2) 飲食等サービス時間
イ、 朝食 7:00~9:00
ロ、 夕食 18:00~20:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。また上記以外の施設にはつきましてはフロントにてご案内をさせていただきます。

【料金の支払い】

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受けます。

【当館の責任】

第13条 当館は宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償致します。ただし、それが当館の責めに帰すべき理由によるものではないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限りの同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償料に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【委託物等の取扱い】

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、減失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により減失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類又は価額の明告がなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了承したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際に御渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていたばあいにおいて、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管については当館の責任は、第1項の場合にあって前条第1項の規定に、前項の場合は同条第2項の規定に準じるものとします。

【駐車の責任】

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対して、その損害を賠償していただきます。

別表第1 【宿泊料金の内訳】 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額

- (1) 基本宿泊料（室料+朝・夕食料）
- (2) 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料
- (3) 税金（消費税・入湯税）

*備考：宿泊料金とは電話及びネット又は旅行代理店での予約成立時のご案内料金

子供料金はご予約時のご案内料金又はフロントでのご案内料金

別添参考 別表第 2 【予約の解除】 (第 6 条第 2 項関係)

当館は、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除した時は、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

◎予約の全部を取消された場合の取消料（一般）

	当日	前日	2 日前	3 日前	4 日前	5 日前	6 日前	7 日前	8 日前	14 日前	15 日前	30 日前		
14名迄	50%	20%	20%	20%										
15名～30名迄	50%	20%	20%	20%	20%	20%								
31名～100名迄	70%	50%	40%	30%	25%	20%	20%	20%	15%	10%				
101名以上	70%	50%	50%	40%	30%	25%	25%	25%	20%	15%	15%	10%		

◎予約の全部を取消された場合の取消料（教育旅行）

	当日	前日	2 日前	3 日前	5 日前	6 日前	7 日前	8 日前	14 日前	15 日前	30 日前	90 日前		
14名迄	50%	20%	20%	20%										
15名～30名迄	50%	20%	20%	20%										
31名～70名迄	70%	50%	30%	25%	20%	20%	20%	15%	15%	10%				
71名～100名迄	70%	50%	40%	30%	25%	25%	25%	20%	15%	15%	10%			
101名以上	70%	50%	50%	40%	30%	25%	25%	20%	20%	15%	10%	5%		

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。